



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所

編集兼印刷発行人 神戸市長

発行日 毎週火曜日

目次 規則

▽神戸市市税条例施行規則の一部を改正する規則 [行財政局税務部税制企画課] 1633

告示

▽港湾法第56条の4第4項の規定による保管物件の指定 [港湾局経営課] 1656

▽港湾施設の供用開始（新港第3第4突堤間ふ頭用地） [港湾局経営課] 1656

▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（篠原台南自治会） [企画調整局参画推進課] 1656

▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（神明ハイツ自治会） [企画調整局参画推進課] 1657

▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（川北自治会） [企画調整局参画推進課] 1658

▽神戸市立三宮図書館の臨時休館 [文化スポーツ局中央図書館総務課] 1659

▽道路法による道路の区域変更（市道 魚崎浜町6号線） [建設局道路管理課] 1659

▽放置自転車等の撤去及び保管 [建設局東部建設事務所] 1659

▽放置自転車等の撤去及び保管 [建設局中部建設事務所] 1662

▽住居表示に関する法律による住居表示の実施（灘区篠原字伯母野山の一部） [行財政局住民課] 1666

▽住居表示実施による町及び字の区域の変更（灘区篠原字伯母野山の一部） [行財政局住民課] 1668

▽街区の区域の変更（灘区篠原伯母野山町3丁目26街区） [行財政局住民課] 1671

▽人と自然との共生ゾーン整備基本方針の変更 [経済観光局農政計画課] 1673

▽介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の指定 [福祉局監査指導部] 1673

▽介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定 [福祉局監査指導部] 1675

▽介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の廃止 [福祉局監査指導部] 1676

▽介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止 [福祉局監査指導部] 1678

▽介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の廃止 [福祉局監査指導部] 1679

▽西神中央ホール開館時間変更の承認 [文化スポーツ局文化交流課] 1679

▽道路法による道路の区域変更及び供用開始（市道 福田3号線ほか） [建設局道路管理課] 1680

▽道路法による道路の供用開始（市道 新方9号線） [建設局道路管理課] 1680

▽令和4年第1回定例市会で議決された令和4年度神戸市一般会計補正予算 [行財政局財務課] 1682

▽令和4年第1回定例市会で議決された令和4年度神戸市各会計補正予算 [行財政局財務課] 1683

公 告

▽建築協定書の提出及びその縦覧（ペルーデュ・神戸学園都市建築協定） [建築住宅局建築指導部建築安全課] 1687

▽土地改良事業計画概要変更の縦覧 [経済観光局農政計画課] 1687

▽一般競争入札による特定調達契約の締結について（神戸市後期高齢者医療システムほか） [福祉局国保年金医療課] 1687

▽一般競争入札による契約の締結（こうべのお店表彰業務） [経済観光局商業流通課] 1692

消 防 局

▽消防法による防火対象物に対する措置命令 [消防局予防部査察課] 1695

水 道 局

▽水道事業手許現金取扱規程等の一部を改正する規程 [水道局経営企画課] 1697

監査委員

▽包括外部監査人森山恭太の補助者

[監査事務局第1課] 1699

規 則

神戸市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月11日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第25号

神戸市市税条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市市税条例施行規則（昭和30年11月規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（給与支払報告書等の提出の特例）</p> <p>第13条の4 [略]</p> <p>2 条例第26条第5項第2号に規定する規則で定める記録用の媒体は、光ディスク又は磁気ディスク（次項において「光ディスク等」という。）とする。</p> <p>3 [略]</p>	<p style="text-align: center;">（給与支払報告書等の提出の特例）</p> <p>第13条の4 [略]</p> <p>2 条例第26条第5項第2号に規定する規則で定める記録用の媒体は、光ディスク、<u>磁気テープ</u>又は磁気ディスク（次項において「光ディスク等」という。）とする。</p> <p>3 [略]</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(申告書等の様式) 第32条の2 次の各号に掲げる申告書その他の書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(種別) (根拠法規) (様式)</p> <p>(1)～(14の4の3) [略]</p> <p>(14の4の4) <u>熱損</u> 法附則第15条第37条の4の4様式</p> <p><u>失防止改修等</u> 条の9第115第4項又は第37条の5の</p> <p><u>住宅又は熱損</u> 項又は法附則第15条の2第3項</p> <p><u>失防止改修等</u> 則第15条の2第6</p> <p><u>専有部分に係る固定資産税</u> 項</p> <p>の減額申告書</p> <p>(14の5)～(30) [略]</p>	<p>(申告書等の様式) 第32条の2 次の各号に掲げる申告書その他の書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(種別) (根拠法規) (様式)</p> <p>(1)～(14の4の3) [略]</p> <p>(14の4の4) <u>熱損</u> 法附則第15条第37条の4の4様式</p> <p><u>失防止改修住</u> 条の9第115第4項又は第37条の5の</p> <p><u>宅又は熱損</u> 項又は法附則第15条の2第3項</p> <p><u>失防止改修専有</u> 則第15条の2第6</p> <p><u>部分に係る固定資産税</u> 項</p> <p>の減額申告書</p> <p>(14の5)～(30) [略]</p>

第21号様式中

「

氏名又は名称 _____ 印

下記の自動車に係る軽自動車税(種別割)について未納のないことを証明願います。

納税義務者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	印

を

」

「

氏名又は名称 _____

下記の自動車に係る軽自動車税(種別割)について未納のないことを証明願います。

納税義務者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	

に

」

改める。

第22号様式中

「

神戸市市税条例第 条 第 項の規定によつて申告します。	
年 月 日	
氏 名	(納税者又は特別徴収義務者) 印
納税管理人を承認しました。	
年 月 日	
氏 名	(納税管理人となる人) 印

を

」

「

神戸市市税条例第 条 第 項の規定によって申告します。 年 月 日 氏 名 (納税者又は特別徴収義務者)	に
納税管理人を承認しました。 年 月 日 氏 名 (納税管理人となる人)	

」

改める。

第22号の2様式中

「

神戸市市税条例第 条 第 項の規定によって申請します。 年 月 日 氏 名 (納税者又は特別徴収義務者)	を
納税管理人を承認しました。 年 月 日 氏 名 (納税管理人となる人)	

」

「

神戸市市税条例第 条 第 項の規定によって申請します。 年 月 日 氏 名 (納税者又は特別徴収義務者)	に
納税管理人を承認しました。 年 月 日 氏 名 (納税管理人となる人)	

」

改める。

第22号の3様式中

「

神戸市市税条例第 条 第 項の規定によつて申請します。

年 月 日

氏 名 (納税者又は特別徴収義務者) 印

を

」

「

神戸市市税条例第 条 第 項の規定によつて申請します。

年 月 日

氏 名 (納税者又は特別徴収義務者)

に

」

改める。

第23号様式中

上記の被相続人に対する市税に係る徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に關する書類を受領する代表者を指定（変更）します。	相代表者の住所又は居所 (電話)	(フリガナ) 氏名 生年月日 年 月 日 被相続人との続柄 相続分	被相続人との続柄及び相続分 続柄 相続分	被相続人との続柄及び相続分 続柄 相続分	相続人の住所又は居所及び氏名 前代表者氏名 前届出日 年 月 日
	相続人の住所又は居所及び氏名 (電話)	被相続人との続柄及び相続分 続柄 相続分			
被相続人との続柄及び相続分 続柄 相続分	被相続人との住所又は居所及び氏名 (電話)	被相続人との住所又は居所及び氏名 前代表者氏名 (代表者変更) 届出の場合 前届出日 年 月 日	被相続人との続柄及び相続分 続柄 相続分	被相続人との続柄及び相続分 続柄 相続分	相続人の住所又は居所及び氏名 前代表者氏名 (代表者変更) 届出の場合 前届出日 年 月 日
被相続人との続柄及び相続分 続柄 相続分	被相続人との住所又は居所及び氏名 (電話)	被相続人との住所又は居所及び氏名 前代表者氏名 (代表者変更) 届出の場合 前届出日 年 月 日	被相続人との続柄及び相続分 続柄 相続分	被相続人との続柄及び相続分 続柄 相続分	相続人の住所又は居所及び氏名 前代表者氏名 (代表者変更) 届出の場合 前届出日 年 月 日

を


」

上記の被相続人に対する市税に係る徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者を指定（変更）します。	住所又は居所	氏名 生年月日 年 月 日 被相続人との続柄
	相代表続人の者 (電話)	
被相続人との続柄及び相続分	被相続人との続柄及び相続分	相続人の住所又は居所及び氏名
続柄相続分	続柄相続分	
続柄相続分	続柄相続分	
続柄相続分	続柄相続分	
備考	前代表者氏名 前届出日 年 月 日	

改める。

第24号様式及び第25号様式中

「

申請者
住所又は所在地
氏名又は名称 

を

」

「

申請者
住所又は所在地
氏名又は名称

に改める。

」

第27号様式中

「

上記金額の還付を請求します。

年 月 日

住所
氏名

を



神戸市長宛

」

「

上記金額の還付を請求します。

年 月 日

住所
氏名

に

神戸市長宛

」

改める。

第28号様式中

「

申告者住所 _____

氏 名 _____ (印)

を

」

「

申告者住所 _____

氏 名 _____

に改める。

」

第29号様式（その1）中

「

フリガナ	
給与支払者の 名称又は氏名	(印)
所得税の源泉徴収を している事務所又は 事業所の名称	
フリガナ	
同上の所在地	□ □ □ - □ □ □ □
給与支払者が法人で ある場合の代表者の 氏名	(印)

を

」

「

フリガナ	
給与支払者の 名称又は氏名	
所得税の源泉徴収を している事務所又は 事業所の名称	
フリガナ	
同上の所在地	□ □ □ - □ □ □ □
給与支払者が法人で ある場合の代表者の 氏名	

に

」

改める。

第30号様式中

「

給与支払者の所在地及び名称又は氏名印

を

」

「

給与支払者の所在地及び名称又は氏名

に改める。

」

フリガナ 公的年金等支払者の 名称又は氏名	所得税の源泉徴収 をしている事務所 又は事業所の名称	フリガナ 同上の所在地	公的年金等支払者 が法人である場合 の代表者の氏名
		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	

に改める。

」

第31号様式中

「

名 称 又は氏名	
-------------	--

を

」

「

名 称 又は氏名	
-------------	--

に改める。

」

第32号様式中

「

氏名又は法人の名称 及び代表者の氏名印	
------------------------	--

を

」

「

氏名又は法人の名称 及び代表者の氏名	
-----------------------	--

に改める。

」

第33号様式中

「

氏名又は法人の名称 及び代表者の氏名印	
------------------------	--

を

」

「

氏名又は法人の名称 及び代表者の氏名	
-----------------------	--

に

」

改める。

第34号様式中

「

氏名又は 名称		印
------------	--	---

を

」

「

氏名又は 名称	
------------	--

に改める。

第35号様式中

「

氏名又は 名称		印
------------	--	---

を

」

「

氏名又は 名称	
------------	--

に改める。

」

第35号の2様式、第35号の3様式及び第35号の3の2様式中

「

氏名又は名称 _____ 印

を

」

「

氏名又は名称 _____

に改める。

」

第35号の4の2様式中

「

氏名又は名称  を

」


「

氏名又は名称 _____ に改める。

」

第35号の4の3様式中

「

氏名又は名称  を

」

「

氏名又は名称 _____ に改める。

」

第35号の4の4様式を次のように改める。

第35号の4の4様式

受付印

熱損失防止改修等住宅又は熱損失防止改修等専有部分に係る固定資産税の減額申告書

年 月 日

神戸市長 宛

申告者(納税義務者)

住所又は所在地

氏名又は名称

個人番号又は法人番号

電話

地方税法附則第15条の9第9項若しくは第10項及び神戸市市税条例第37条の5第1項、又は同法附則第15条の9の2第4項又は第5項及び同条例第37条の5の2第1項の規定に基づく熱損失防止改修等住宅又は熱損失防止改修等専有部分に係る固定資産税の減額について、同法附則第15条の9第11項及び同条例第37条の5第4項、又は同法附則第15条の9の2第6項及び同条例第37条の5の2第3項の規定により、次のとおり申告します。

家屋の所在地	神戸市 区		
家屋番号		床面積 m ²
種類		構造	
建築年月日	年 月 日	改修工事が完了した年月日	年 月 日
改修工事に要した費用	円		

本家屋は、改修により認定長期優良住宅に該当しています。

※熱損失防止改修工事等に伴い、地方税法附則第15条の9の2第4項又は第5項及び神戸市市税条例第37条の5の2第1項に規定する認定長期優良住宅に該当した場合、チェックしてください。

第35号の4の5様式中

「

氏名又は名称 ㊟ を

」

「

氏名又は名称 に改める。

」

第35号の4の6様式中

「

氏名又は名称 ㊟ を

」

「

氏名又は名称 に改める。

」

第35号の7様式及び第35号の8様式中

「

氏名 (名称)		㊟	を
------------	--	---	---

」

「

氏名 (名称)		に改める。
------------	--	-------

」

第36号様式中

「
 申告者(所有者)の ふりがな
 氏名又は名称 _____ 印 を
 」

「
 申告者(所有者)の ふりがな
 氏名又は名称 _____ に改める。
 」

第38号様式中

「
 氏名又は名称 _____ 印 を
 」

「
 氏名又は名称 _____ に改める。
 」

第38号の2様式中

「
 氏 名 _____ 印 を
 」

「
 氏 名 _____ に改める。
 」

第51号様式中

「

名 称	(フリガナ)	
(氏 名)		印
代表者名		印

 を
 」

「

名 称	(フリガナ)
(氏名)	
代表者名	

に改める。

」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の神戸市市税条例施行規則の様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。

(規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部改正)

3 神戸市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則（令和3年3月規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
規則名	条項又は様式 番号	規則名	条項又は様式 番号
[略]	[略]	[略]	[略]
土地区画整理法第76条第1項の規定による建築行為等許可申請取扱規則（昭和30年8月規則第56号）	[略]	土地区画整理法第76条第1項の規定による建築行為等許可申請取扱規則（昭和30年8月規則第56号）	[略]

神戸市市税条例施行規則（昭和30年11月規則第82号）	第21号様式
	第22号様式
	第22号の2 様式
	第22号の3 様式
	第23号様式
	第24号様式
	第25号様式
	第27号様式
	第28号様式
	第29号様式
	第30号様式
	第30号の2 様式
	第31号様式
	第32号様式
	第33号様式
	第34号様式
第35号様式	
第35号の2 様式	
第35号の3 様式	
第35号の3 の2様式	
第35号の4 の2様式	

			第35号の4 の3様式
[略]	[略]	[略]	第35号の4 の4様式
			第35号の4 の5様式
			第35号の4 の6様式
			第35号の7 様式
			第35号の8 様式
			第36号様式
			第38号様式
			第38号の2 様式
			第51号様式
[略]	[略]	[略]	[略]

告 示

神戸市告示第299号

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第4項の規定により、保管物件を次のとおり指定する。この告示は、令和4年7月11日より施行する。

令和4年7月11日

神戸市長 久 元 喜 造

- 保管物件の名称又は種類、形状及び数量
浮標 一式
- 保管物件の放置されていた場所及び当該放置物件を撤去した日時
 - 神戸市灘区摩耶海岸通1丁目地先、西郷川河口
 - 令和4年6月21日
- 保管物件の保管を始めた日時及び保管の場所
 - 令和4年6月21日
 - 神戸市灘区摩耶海岸通1丁目地先、西郷川河口

神戸市告示第300号

次の港湾施設は、令和4年7月11日から供用を開始する。

令和4年7月11日

神戸市長 久 元 喜 造

ふ頭用地

名 称	位 置	規 模
新港第3第4突堤間ふ頭用地	神戸市中央区新港町	1,416.1m ²

神戸市告示第311号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年7月13日

神戸市長 久 元 喜 造

- 届け出た地縁による団体
 - 名称
篠原台南自治会
 - 主たる事務所

神戸市灘区篠原台18番25号

(3) 代表者の氏名

田中 武司

(4) 代表者の住所

神戸市灘区篠原台9番12号

2 変更があった事項及びその内容

(1) 平成31年4月14日に変更があった事項及びその内容

ア 代表者の氏名

「大重 昭司」を「藤本 信」に改める。

イ 代表者の住所

「神戸市灘区篠原台6番9号」を「神戸市灘区篠原台1番20号」に改める。

(2) 令和2年4月5日に変更があった事項及びその内容

ア 代表者の氏名

「藤本 信」を「関井 謙一郎」に改める。

イ 代表者の住所

「神戸市灘区篠原台1番20号」を「神戸市灘区篠原台7番12号105号室」に改める。

(3) 令和3年4月4日に変更があった事項及びその内容

ア 代表者の氏名

「関井 謙一郎」を「伊藤 美智子」に改める。

イ 代表者の住所

「神戸市灘区篠原台7番12号105号室」を「神戸市灘区篠原台6番2号」に改める。

(4) 令和4年4月3日に変更があった事項及びその内容

ア 代表者の氏名

「伊藤 美智子」を「田中 武司」に改める。

イ 代表者の住所

「神戸市灘区篠原台6番2号」を「神戸市灘区篠原台9番12号」に改める。

神戸市告示第312号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年7月13日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

神明ハイツ自治会

(2) 主たる事務所

神戸市西区玉津町新方字大東69番地の15

(3) 代表者の氏名

萩岡 恭子

(4) 代表者の住所

神戸市西区伊川谷町潤和1803番地の27

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「隈 節子」を「萩岡 恭子」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市西区伊川谷町潤和1800番地の60」を「神戸市西区伊川谷町潤和1803番地の27」に改める。

3 変更の年月日

令和4年3月26日

神戸市告示第313号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年7月13日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

川北自治会

(2) 主たる事務所

神戸市北区道場町塩田3600番地

(3) 代表者の氏名

中田 敬子

(4) 代表者の住所

神戸市北区道場町塩田2554番地の2

2 変更があった事項及びその内容

(1) 主たる事務所の所在地

「神戸市北区道場町塩田字馬場添南3600番地」を「神戸市北区道場町塩田3600番地」に改める。

3 変更の年月日

令和4年6月14日

神戸市告示第314号

神戸市立図書館条例施行規則（令和2年3月規則第91号）第2条の規定に基づき、神戸市立三宮図書館の移転開館のため、下記の日程について臨時休館とする。

令和4年7月13日

神戸市長 久元喜造

1 臨時休館日

令和4年7月1日（金）から令和4年7月24日（日）まで

神戸市告示第315号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年7月28日まで一般の縦覧に供する。

令和4年7月14日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	魚崎浜町 6号線	神戸市東灘区魚崎南町1丁目 832番2地先から	新	27.50	最大 22.40 最小 18.50
		神戸市東灘区魚崎南町1丁目 832番3地先まで	旧	27.50	最大 25.40 最小 20.00

神戸市告示第319号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年7月26日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

魚崎浜保管所及び稗原保管所

ア 月曜日から金曜日まで午後3時から午後7時まで

イ 土曜日午後1時から午後5時まで

(日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く)

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
稗原保管所 灘区上河原通 1丁目1番	岩屋駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和4年6 月6日	東灘区御影塚 町2丁目27番 20号 建設局東部建 設事務所 電話854-2191
	灘駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台		
	六甲道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 1台		
	六甲駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜 町1番5号	JR住吉駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	令和4年6 月7日	
	摂津本山駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	岡本駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	深江駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
	青木駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	魚崎駅周辺	自転車 1台		

	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
稗原保管所 灘区上河原通 1丁目1番	六甲道駅周辺	自転車	6台	令和4年6 月15日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	3台	
	六甲駅周辺	自転車	6台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	阪神御影駅周辺	自転車	5台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	2台	
	阪急御影駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜 町1番5号	深江駅周辺	自転車	4台	令和4年6 月16日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	魚崎駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	J R住吉駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	摂津本山駅周辺	自転車	3台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	岡本駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
稗原保管所 灘区上河原通 1丁目1番	大石駅周辺	自転車	2台	令和4年6 月21日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	摩耶駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	王子公園駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	六甲道駅周辺	自転車	11台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	
	六甲駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜 町1番5号	J R住吉駅周辺	自転車	3台	令和4年6 月22日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	深江駅周辺	自転車	3台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	青木駅周辺	自転車	4台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	魚崎駅周辺	自転車	4台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	

稗原保管所 灘区上河原通 1丁目1番	灘区管内	自転車	21台	令和4年6 月27日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	1台	
	阪神御影駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	6台	
		原動機付自転車	0台	
阪急御影駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	4台		
	原動機付自転車	0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜 町1番5号	東灘区管内	自転車	22台	令和4年6 月28日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0台	
	JR住吉駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	4台	
		原動機付自転車	0台	
	摂津本山駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	1台	
		原動機付自転車	0台	
岡本駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	1台		
	原動機付自転車	1台		

神戸市告示第320号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年7月26日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
- 2 保管期間
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
三宮保管所及び湊町保管所
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
中央区小野浜町3番地先 三宮保管所	三宮駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 60台 原動機付自転車 0台	令和4年6月1日	兵庫区湊川町2丁目1番12号 建設局中部建設事務所 電話511-0515
	元町駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
	春日野道駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 30台 原動機付自転車 0台	令和4年6月2日	
	元町駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
	春日野道駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 14台 原動機付自転車 0台	令和4年6月3日	
	三宮駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 39台 原動機付自転車 1台	令和4年6月8日	
	元町駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台		
	春日野道駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 18台 原動機付自転車 2台	令和4年6月9日	
	元町駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台		

	中央区長期放置	自転車 11台 原動機付自転車 2台	令和4年6月10日
	中央区長期放置	自転車 58台 原動機付自転車 2台	令和4年6月13日
	三宮駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 19台 原動機付自転車 0台	令和4年6月15日
	元町駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
	中央区長期放置	自転車 25台 原動機付自転車 0台	令和4年6月17日
	三宮駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 23台 原動機付自転車 0台	令和4年6月18日
	三宮駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 61台 原動機付自転車 1台	令和4年6月20日
	元町駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 1台	
	春日野道駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
	中央区長期放置	自転車 18台 原動機付自転車 1台	令和4年6月23日
	三宮駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 42台 原動機付自転車 0台	令和4年6月24日
	元町駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車 0台	令和4年6月27日
	駐輪場内	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
	三宮駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 32台 原動機付自転車 0台	
	三宮駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 23台 原動機付自転車 2台	令和4年6月29日
	元町駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
	中央区長期放置	自転車 6台 原動機付自転車 0台	
兵庫区湊町1	兵庫区長期放置	自転車 14台	令和4年6月

丁目35 湊町保管所		原動機付自転車	2台	月3日
	神戸駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	23台 0台	令和4年6月7日
	新開地駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	14台 0台	
	湊川駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	11台 2台	
	駐輪場内	自転車 原動機付自転車	6台 0台	
	兵庫区長期放置	自転車 原動機付自転車	46台 1台	令和4年6月10日
	兵庫区長期放置	自転車 原動機付自転車	7台 0台	令和4年6月13日
	神戸駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	22台 0台	令和4年6月16日
	兵庫駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	2台 0台	
	新開地駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	10台 0台	
	湊川駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	11台 0台	
	和田岬駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	4台 0台	
	駐輪場内	自転車 原動機付自転車	9台 1台	
	兵庫区長期放置	自転車 原動機付自転車	10台 1台	令和4年6月17日
	神戸駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	14台 0台	令和4年6月22日
	兵庫駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	1台 0台	
	新開地駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	11台 0台	
	湊川駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	13台 0台	
	駐輪場内	自転車 原動機付自転車	5台 0台	

兵庫区長期放置	自転車 9台 原動機付自転車 0台	令和4年6月23日
神戸駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 26台 原動機付自転車 0台	令和4年6月28日
新開地駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 1台	
湊川駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 14台 原動機付自転車 0台	
駐輪場内	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
兵庫区長期放置	自転車 5台 原動機付自転車 0台	令和4年6月29日

神戸市告示第321号

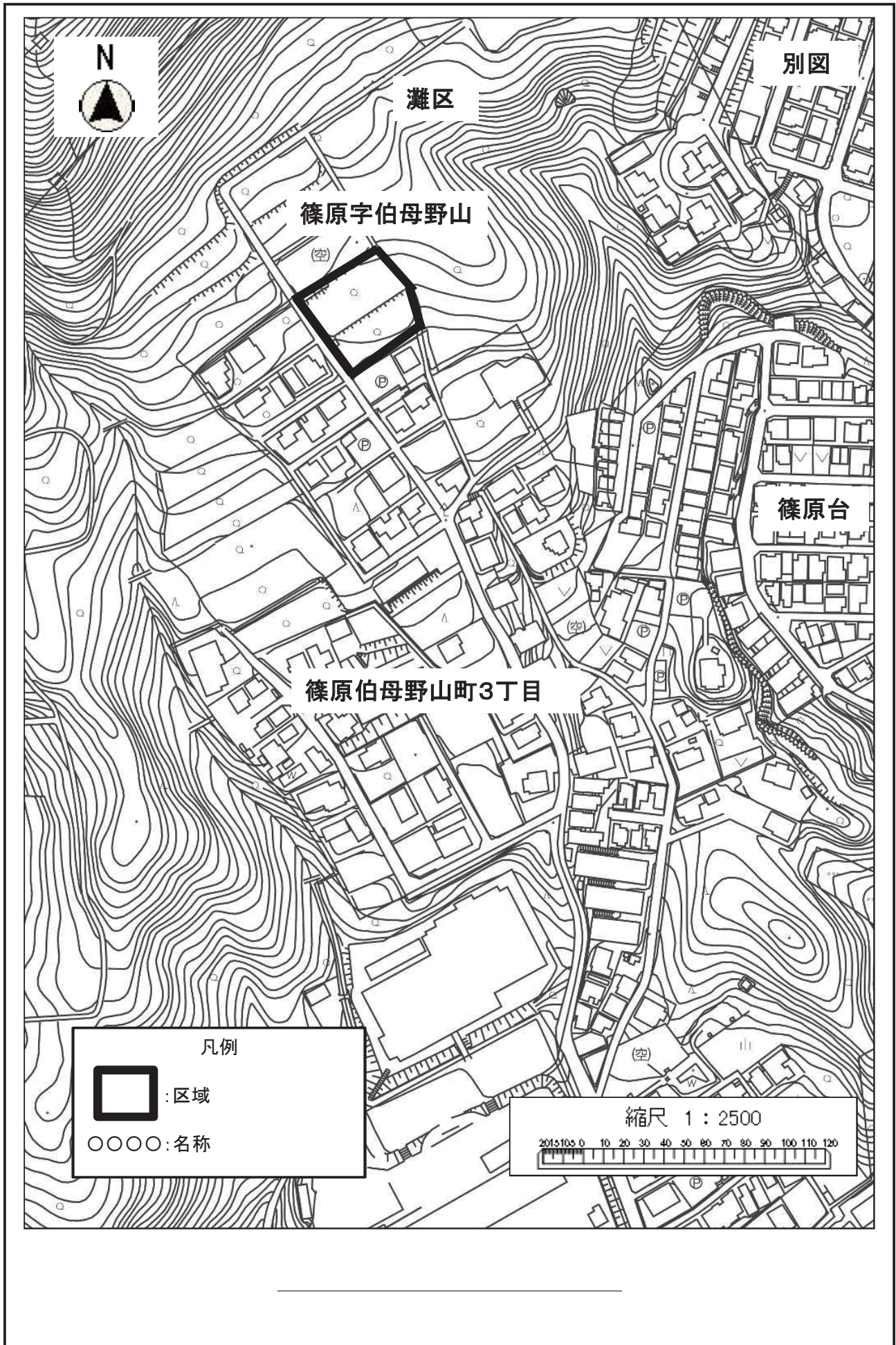
住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第3項の規定により、住居表示を実施する区域及び期日並びに当該区域における住居表示の方法を次のとおり告示する。

令和4年7月26日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 実施する区域
灘区篠原字伯母野山の一部（別図のとおり）
- 2 実施する期日
令和4年9月1日
- 3 住居表示の方法
街区方式



神戸市告示第322号

住居表示実施に伴い、次のとおり町及び字の区域の変更をするので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

令和4年7月26日

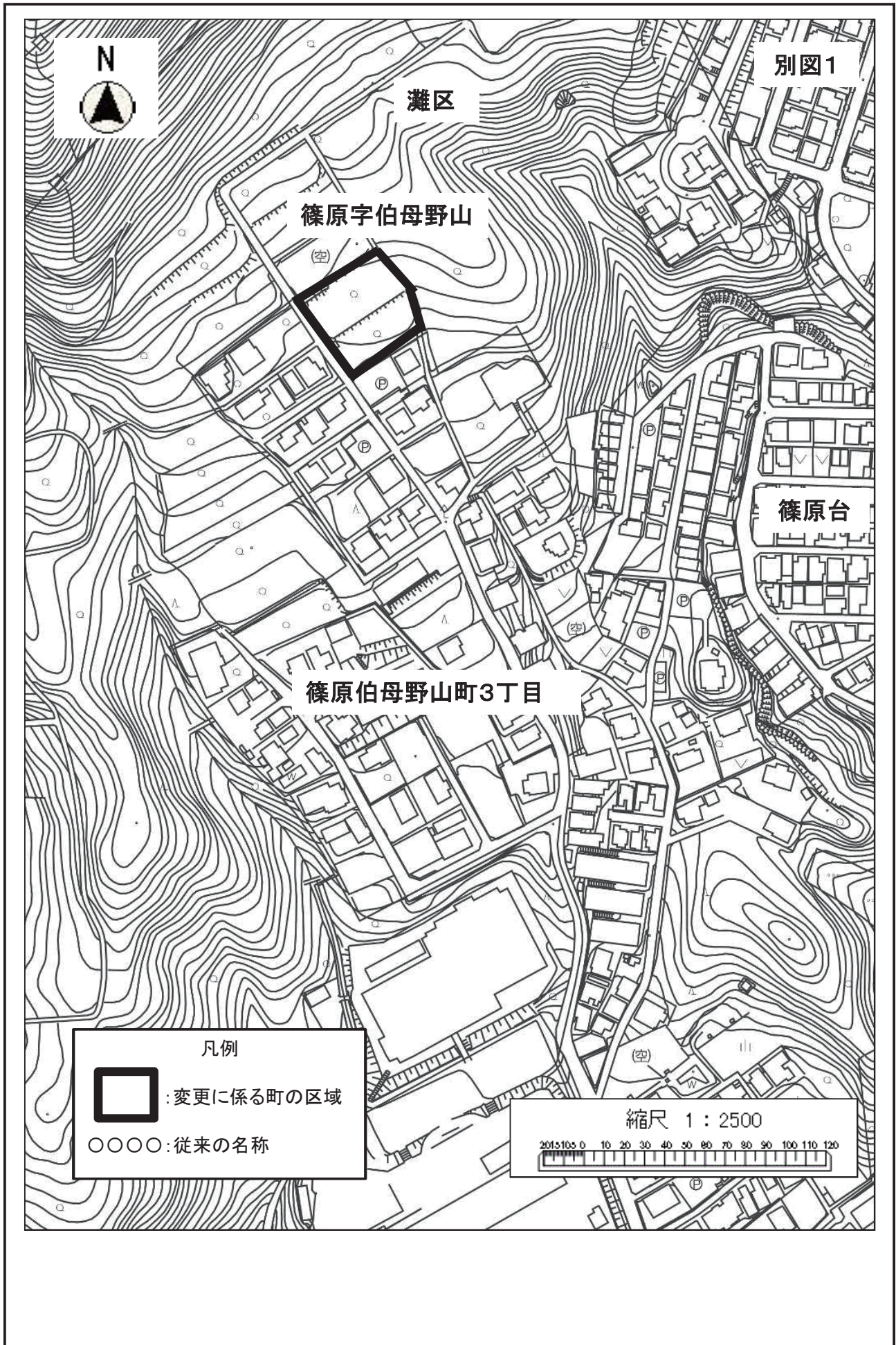
神戸市長 久元喜造

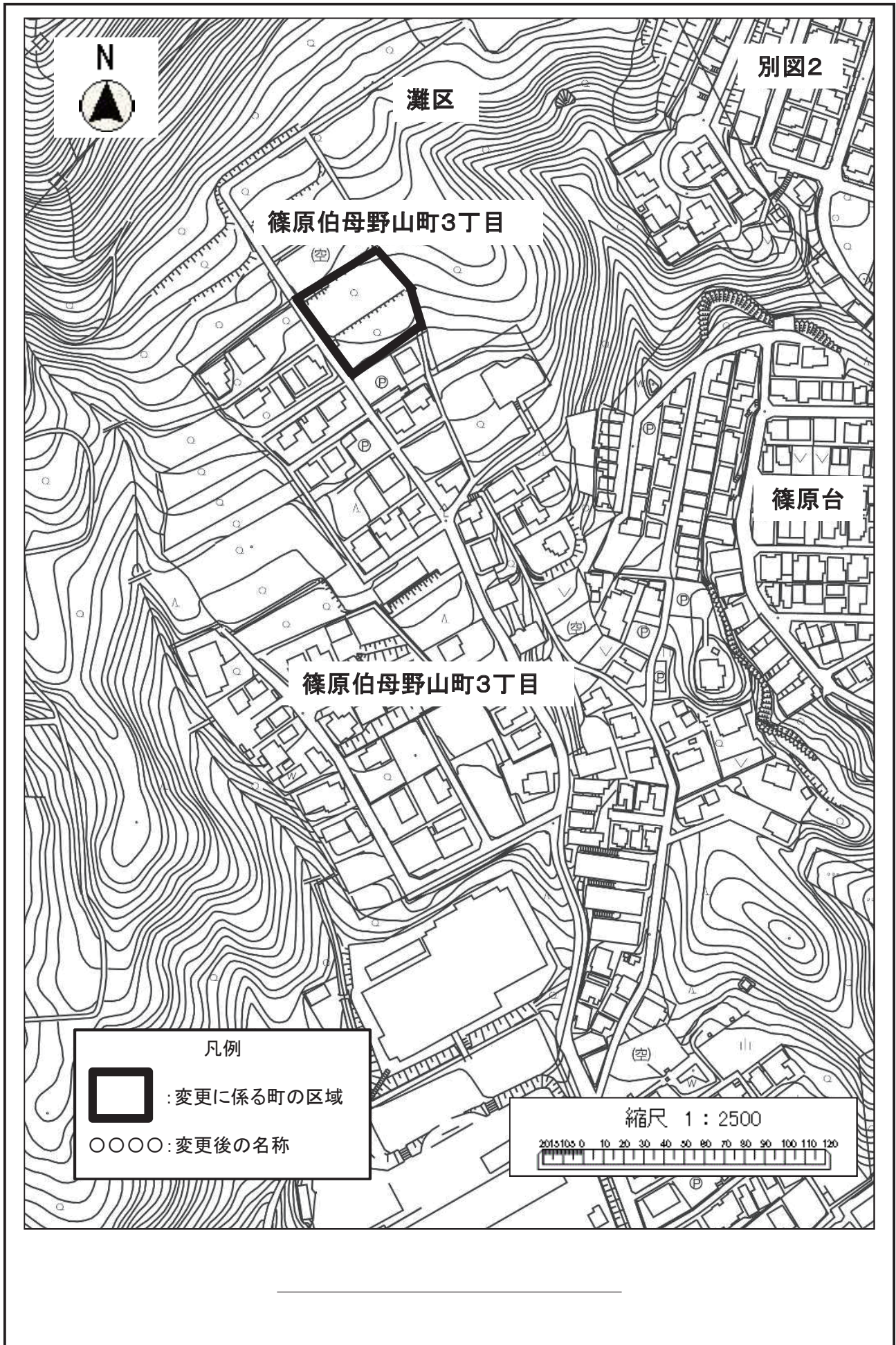
1 町及び字の区域の変更

変更前	変更後	備 考
別図1	別図2	別図1の区域に存する小字は、廃止する。

2 実施する期日

令和4年9月1日





神戸市告示第323号

次のとおり街区を新設するので、神戸市住居表示条例（昭和40年3月条例第25号）第2条の規定により告示する。

令和4年7月26日

神戸市長 久元喜造

1 街区の区域の変更

灘区篠原伯母野山町3丁目26街区を、別図に示すとおり新設する。

2 実施する期日

令和4年9月1日



神戸市告示第324号

人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例（平成8年4月条例第10号）第6条第6項の規定に基づき、人と自然との共生ゾーン整備基本方針を令和4年7月11日付で変更したので、同条第7項において準用する同条第5項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年7月26日

神戸市長 久元喜造

神戸市告示第325号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文並びに第46条第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条及び第115条の10並びに第85条の規定により告示する。

令和4年7月26日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービスの種類
2860690318	SOMPO ケア 神戸 訪問看護	兵庫県神戸市長田区大橋町4丁目1-10	SOMPO ケア株式会社	東京都品川区東品川4丁目12番8号	令和4年7月1日	介護予防訪問看護
2860690318	SOMPO ケア 神戸 訪問看護	兵庫県神戸市長田区大橋町4丁目1-10	SOMPO ケア株式会社	東京都品川区東品川4丁目12番8号	令和4年7月1日	訪問看護
2865190629	訪問看護ステーション AZ 神戸	兵庫県神戸市中央区東川崎町6-6-2-201	株式会社A f e p	兵庫県西宮市柏堂町10番11-1号	令和4年7月1日	介護予防訪問看護
2865190629	訪問看護ステーション AZ 神戸	兵庫県神戸市中央区東川崎町6-6-2-201	株式会社A f e p	兵庫県西宮市柏堂町10番11-1号	令和4年7月1日	訪問看護
2870103732	ヘルパーステーション オレオ	兵庫県神戸市東灘区北青木4丁目23番22号山	合同会社斗五	兵庫県西宮市柏堂西町3番5号	令和4年7月1日	訪問介護

		根ハイツ 201号				
2870203102	ケアプラン センター ミモザ	兵庫県神戸 市灘区深田 町2丁目1 -1 ブロ スコート六 甲501号室	合同会社w i n - w i n	兵庫県神戸 市灘区深田 町2丁目1 -1 ブロ スコート六 甲501号室	令和4年7 月1日	居宅介護支 援
2870203110	トラスト訪 問介護セン ター御影	兵庫県神戸 市灘区土山 町16-1	株式会社ハ イメディッ ク	東京都渋谷 区代々木4 丁目36番19 号	令和4年7 月1日	訪問介護
2870203128	トラストグ レイス御影 ケアプラン センター	兵庫県神戸 市灘区土山 町16-1	株式会社ハ イメディッ ク	東京都渋谷 区代々木4 丁目36番19 号	令和4年7 月1日	居宅介護支 援
2870203136	TRUST デイサービ ス	兵庫県神戸 市灘区土山 町16-1	株式会社ハ イメディッ ク	東京都渋谷 区代々木4 丁目36番19 号	令和4年7 月1日	通所介護
2870203144	トラストグ レイス御影 介護棟	兵庫県神戸 市灘区土山 町16-2	株式会社ハ イメディッ ク	東京都渋谷 区代々木4 丁目36番19 号	令和4年7 月1日	介護予防特 定施設入居 者生活介護
2870203144	トラストグ レイス御影 介護棟	兵庫県神戸 市灘区土山 町16-2	株式会社ハ イメディッ ク	東京都渋谷 区代々木4 丁目36番19 号	令和4年7 月1日	特定施設入 居者生活介 護
2870603632	KARUR A	兵庫県神戸 市長田区高 取山町2丁 目9番17号 ときわビュ ーハイツ 201号室	株式会社K ARURA	兵庫県神戸 市長田区高 取山町2丁 目9番17号 ときわビュ ーハイツ 201号室	令和4年7 月1日	訪問介護
2875004158	株式会社キ ャディ	兵庫県神戸 市北区大池 見山台14- 195	株式会社キ ャディ	兵庫県神戸 市北区大池 見山台14- 195	令和4年7 月1日	介護予防福 祉用具貸与

2875004158	株式会社キヤディ	兵庫県神戸市北区大池見山台14-195	株式会社キヤディ	兵庫県神戸市北区大池見山台14-195	令和4年7月1日	特定介護予防福祉用具販売
2875004158	株式会社キヤディ	兵庫県神戸市北区大池見山台14-195	株式会社キヤディ	兵庫県神戸市北区大池見山台14-195	令和4年7月1日	特定福祉用具販売
2875004158	株式会社キヤディ	兵庫県神戸市北区大池見山台14-195	株式会社キヤディ	兵庫県神戸市北区大池見山台14-195	令和4年7月1日	福祉用具貸与
2875104339	居宅介護支援事業所 友の手	兵庫県神戸市中央区相生町1丁目1-16 神戸クロエビル401	株式会社シエリール	兵庫県神戸市灘区大内通1丁目3-4	令和4年7月1日	居宅介護支援

神戸市告示第326号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の事業者の指定をしたので、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第1号の規定により告示する。

令和4年7月26日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービスの種類
2870103732	ヘルパーステーションオレオ	兵庫県神戸市東灘区北青木4丁目23番22号山根ハイツ201号	合同会社斗五	兵庫県西宮市柏堂西町3番5号	令和4年7月1日	介護予防訪問サービス
2870103732	ヘルパーステーションオレオ	兵庫県神戸市東灘区北青木4丁目23番22号山	合同会社斗五	兵庫県西宮市柏堂西町3番5号	令和4年7月1日	生活支援訪問サービス

		根ハイツ 201号				
2870203110	トラスト訪問介護センター御影	兵庫県神戸市灘区土山町16-1	株式会社ハイメディック	東京都渋谷区代々木4丁目36番19号	令和4年7月1日	介護予防訪問サービス
2870203136	TRUST デイサービス	兵庫県神戸市灘区土山町16-1	株式会社ハイメディック	東京都渋谷区代々木4丁目36番19号	令和4年7月1日	介護予防通所サービス
2870603632	KARURA	兵庫県神戸市長田区高取山町2丁目9番17号 ときわビューハイツ 201号室	株式会社KARURA	兵庫県神戸市長田区高取山町2丁目9番17号 ときわビューハイツ 201号室	令和4年7月1日	介護予防訪問サービス
2870603632	KARURA	兵庫県神戸市長田区高取山町2丁目9番17号 ときわビューハイツ 201号室	株式会社KARURA	兵庫県神戸市長田区高取山町2丁目9番17号 ときわビューハイツ 201号室	令和4年7月1日	生活支援訪問サービス

神戸市告示第327号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第82条第2項並びに第115条の5第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条第2号及び第85条第2号並びに第115条の10第2号の規定により告示する。

令和4年7月26日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止・辞退の年月日	サービスの種類
2865190165	ぽー愛訪問看護ステーション	兵庫県神戸市中央区八	社会福祉法人明倫福祉	兵庫県神戸市中央区港	令和4年6月30日	介護予防訪問看護

	シヨン	幡通4-2 -9フラワ ーロードビ ル1103	会	島中町5丁 目2		
2865190165	ぽー愛訪問 看護ステー ション	兵庫県神戸 市中央区八 幡通4-2 -9フラワ ーロードビ ル1103	社会福祉法 人明倫福祉 会	兵庫県神戸 市中央区港 島中町5丁 目2	令和4年6 月30日	訪問看護
2870103435	れいわライ フサービス	兵庫県神戸 市東灘区住 吉南町3丁 目5番8号 青山マンシ ョン202	株式会 社 H・I・O	兵庫県神戸 市東灘区住 吉南町3丁 目5番8号 青山マンシ ョン202	令和4年6 月30日	訪問介護
2870202831	トラスト訪 問介護セン ター御影	兵庫県神戸 市灘区土山 町16-1	トラストガ ーデン株式 会社	東京都渋谷 区代々木4 丁目36番19 号	令和4年6 月30日	訪問介護
2870202856	トラストグ レイス御影 ケアプラン センター	兵庫県神戸 市灘区土山 町16-1	トラストガ ーデン株式 会社	東京都渋谷 区代々木4 丁目36番19 号	令和4年6 月30日	居宅介護支 援
2870202864	TRUST デイサービ ス	兵庫県神戸 市灘区土山 町16-1	トラストガ ーデン株式 会社	東京都渋谷 区代々木4 丁目36番19 号	令和4年6 月30日	通所介護
2870703259	ヘルパース テーション オリーブ	兵庫県神戸 市須磨区飛 松町5丁目 1-1	メディカル サービス株 式会社	兵庫県神戸 市須磨区飛 松町5丁目 1-1	令和4年6 月30日	訪問介護
2870800881	デイサービ ス舞子	兵庫県神戸 市垂水区舞 子坂3丁目 14番21号	力開発株式 会社	兵庫県神戸 市垂水区舞 子坂3丁目 14-21	令和4年6 月30日	通所介護

神戸市告示第328号

次の事業者について、介護保険法施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第2号の規定により告示する。

令和4年7月26日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止・辞退の年月日	サービスの種類
2870103435	れいわライフサービス	兵庫県神戸市東灘区住吉南町3丁目5番8号青山マンション202	株式会社H・I・O	兵庫県神戸市東灘区住吉南町3丁目5番8号青山マンション202	令和4年6月30日	介護予防訪問サービス
2870103435	れいわライフサービス	兵庫県神戸市東灘区住吉南町3丁目5番8号青山マンション202	株式会社H・I・O	兵庫県神戸市東灘区住吉南町3丁目5番8号青山マンション202	令和4年6月30日	生活支援訪問サービス
2870202831	トラスト訪問介護センター御影	兵庫県神戸市灘区土山町16-1	トラストガーデン株式会社	東京都渋谷区代々木4丁目36番19号	令和4年6月30日	介護予防訪問サービス
2870202864	TRUSTデイサービス	兵庫県神戸市灘区土山町16-1	トラストガーデン株式会社	東京都渋谷区代々木4丁目36番19号	令和4年6月30日	介護予防通所サービス
2870703259	ヘルパーステーションオリーブ	兵庫県神戸市須磨区飛松町5丁目1-1	メディカルサービス株式会社	兵庫県神戸市須磨区飛松町5丁目1-1	令和4年6月30日	介護予防訪問サービス
2870703259	ヘルパーステーションオリーブ	兵庫県神戸市須磨区飛松町5丁目1-1	メディカルサービス株式会社	兵庫県神戸市須磨区飛松町5丁目1-1	令和4年6月30日	生活支援訪問サービス
2870800881	デイサービス舞子	兵庫県神戸市垂水区舞	力開発株式会社	兵庫県神戸市垂水区舞	令和4年6月30日	介護予防通所サービス

	子坂3丁目 14番21号	子坂3丁目 14-21	
--	-----------------	----------------	--

神戸市告示第329号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。

令和4年7月26日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止・辞退の年月日	サービスの種類
2870101462	デイサービスセンター ロングステージ御影	兵庫県神戸市東灘区御影石町1-2-18	社会福祉法人 鶯園	岡山県津山市瓜生原337-1	令和4年6月1日	地域密着型通所介護
2895200208	フェニックス月が丘ケアセンター	兵庫県神戸市西区月が丘1丁目632番地14	社会福祉法人 和光福祉会	兵庫県神戸市西区伊川谷町上脇字平山952番1	令和4年6月30日	介護予防小規模多機能型居宅介護
2895200208	フェニックス月が丘ケアセンター	兵庫県神戸市西区月が丘1丁目632番地14	社会福祉法人 和光福祉会	兵庫県神戸市西区伊川谷町上脇字平山952番1	令和4年6月30日	小規模多機能型居宅介護

神戸市告示第330号

西神中央ホール条例（令和3年9月条例第14号。以下「条例」という。）第19条の規定により西神中央ホールの指定管理者の指定を受けた株式会社シアターワークショップが、当該施設の開館時間を変更することについて、条例第5条第2項の規定により承認したので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和4年7月26日

神戸市長 久元喜造

- 1 変更後の開館時間
午前10時から午後6時
- 2 変更適用期間
2022年8月1日から2022年9月30日まで

神戸市告示第331号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年7月27日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年8月9日まで一般の縦覧に供する。

令和4年7月26日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	福田3号線	神戸市垂水区福田4丁目61番2地先から 神戸市垂水区福田4丁目61番2地先まで	新	49.10	最大 5.90 最小 5.90
			旧	49.10	最大 5.90 最小 5.90
市道	福田23号線	神戸市垂水区福田4丁目60番2地先から 神戸市垂水区福田4丁目61番2地先まで	新	45.60	最大 5.90 最小 5.90
			旧	45.60	最大 5.80 最小 5.80

神戸市告示第332号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次の道路について令和4年7月27日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年8月9日まで一般の縦覧に供する。

令和4年7月26日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間
-------	-----	----

種類		
市道	新方9号線	神戸市西区玉津町新方字大東110番3地先から 神戸市西区玉津町新方字大東83番地先まで

神戸市告示第333号

令和4年第1回定例市会で令和4年6月13日議決された令和4年度神戸市一般会計補正予算は、次のとおりである。

令和4年7月26日

神戸市長 久 元 喜 造

令和4年度神戸市一般会計補正予算

令和4年度神戸市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,020,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ888,870,036千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
18 国庫支出金		千円	千円	千円
		180,454,694	2,020,000	182,474,694
	2 補助金	19,836,025	2,020,000	21,856,025
歳入合計		886,850,036	2,020,000	888,870,036

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 民生費		千円	千円	千円
		296,603,933	2,020,000	298,623,933
	3 子ども家庭費	104,324,460	2,020,000	106,344,460
歳出合計		886,850,036	2,020,000	888,870,036

神戸市告示第334号

令和4年第1回定例市会で令和4年6月24日議決された令和4年度神戸市各会計補正予算は、次のとおりである。

令和4年7月26日

神戸市長 久 元 喜 造

令和4年度神戸市一般会計補正予算

令和4年度神戸市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,500,156千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ894,370,192千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
18 国庫支出金		千円 182,474,694	千円 4,870,156	千円 187,344,850
	1 負担金	159,383,499	304,820	159,688,319
	2 補助金	21,856,025	4,565,336	26,421,361
19 県支出金		56,912,677	535,000	57,447,677
	2 補助金	14,710,581	535,000	15,245,581
21 寄附金		2,352,928	10,000	2,362,928
	1 寄附金	2,352,928	10,000	2,362,928
22 繰入金		25,475,754	85,000	25,560,754
	2 基金繰入金	24,236,439	85,000	24,321,439
歳入合計		888,870,036	5,500,156	894,370,192

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 民 生 費		千円 298,623,933	千円 2,216,249	千円 300,840,182
	1 民生総務費	28,142,807	1,686,249	29,829,056
	3 こども家庭費	106,344,460	530,000	106,874,460
5 衛 生 費		48,273,518	661,000	48,934,518
	2 公衆衛生費	29,832,910	638,000	30,470,910
	3 環境衛生費	1,653,881	23,000	1,676,881
6 環 境 費		20,905,190	22,751	20,927,941
	2 環境保全費	390,746	22,751	413,497
7 商 工 費		7,719,194	1,266,000	8,985,194
	1 商工振興費	6,590,458	1,266,000	7,856,458
8 農 政 費		3,939,343	70,142	4,009,485
	2 農政総務費	1,671,954	70,142	1,742,096
9 土 木 費		42,699,052	168,000	42,867,052
	1 土木総務費	5,352,121	3,000	5,355,121
	3 道路橋梁整備費	21,306,615	115,000	21,421,615
	4 公園緑地費	5,024,427	50,000	5,074,427
10 都 市 計 画 費		32,283,573	68,330	32,351,903
	1 都市計画総務費	28,482,030	68,330	28,550,360
13 教 育 費		126,659,055	436,880	127,095,935
	12 体育保健費	4,365,210	436,880	4,802,090
15 諸 支 出 金		199,974,811	590,804	200,565,615
	1 繰 出 金	190,922,445	590,804	191,513,249
歳 出 合 計		888,870,036	5,500,156	894,370,192

令和4年度神戸市港湾事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和4年度神戸市港湾事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和4年度神戸市港湾事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 港湾管理事業収益	25,329,000千円	15,000千円	25,344,000千円
第2項 営業外収益	8,619,553千円	15,000千円	8,634,553千円
	支 出		
第1款 港湾管理事業費	23,470,000千円	15,000千円	23,485,000千円
第1項 営業費用	21,353,066千円	15,000千円	21,368,066千円

(他会計からの補助金)

第3条 予算第8条中「7,922,751千円」を「7,937,751千円」に改める。

令和4年度神戸市自動車事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和4年度神戸市自動車事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入)

第2条 令和4年度神戸市自動車事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 自動車事業収益	11,263,028千円	199,304千円	11,462,332千円
第2項 営業外収益	1,392,270千円	199,304千円	1,591,574千円

(他会計からの補助金)

第3条 予算第9条中「1,310,672千円」を「1,509,976千円」に改める。

令和4年度神戸市高速鉄道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和4年度神戸市高速鉄道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入)

第2条 令和4年度神戸市高速鉄道事業会計予算（以下「予算」という。）

第3条に定めた収益的収入の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 高速鉄道事業収益	24,194,161千円	376,500千円	24,570,661千円
第2項 営業外収益	3,417,727千円	376,500千円	3,794,227千円

(他会計からの補助金)

第3条 予算第9条中「4,726,134千円」を「5,102,634千円」に改める。

公 告**神戸市公告第112号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定による建築協定書の提出があったので、同法第71条の規定により公告します。

この建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、関係人の縦覧に供します。

令和4年7月12日

神戸市長 久元喜造

- 1 建築協定の名称
ベルーデュ・神戸学園都市建築協定
- 2 建築協定区域の位置
神戸市西区学園西町4丁目16番1 他
- 3 縦覧期間
令和4年7月12日から同年8月9日まで
- 4 連絡先
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課
電話（078）595-6555

神戸市公告第113号

神戸市北区山田町藍那において行われている桑坂地区土地改良事業共同施行について、土地改良事業計画の概要変更がありました。つきましては、土地改良法第95条の2第2項に基づき、変更後の土地改良事業計画の概要及び土地改良事業共同施行規約を令和4年7月12日から起算して5日間（令和4年7月19日まで（閉庁日を除く））神戸市経済観光局農政計画課において縦覧に供します。

令和4年7月12日

神戸市長 久元喜造

神戸市公告第114号

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の5第1項において読み替える規則第4条及び規則第27条の5第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和4年7月12日

神戸市長 久元 喜造

1 入札に付する事項

委託名	神戸市後期高齢者医療システム、国民年金システム、国民健康保険システムの標準システムの導入に向けた支援業務
業務概要	本業務は、神戸市の後期高齢者医療システム、国民年金システム、国民健康保険システムの3システムについて、令和7年12月末までに国の作成した標準仕様に準拠したシステムを導入するにあたり、令和4年度に実施する必要のある作業の支援を委託するものである。
履行場所	神戸市中央区加納町6丁目5-1
履行期間	令和4年10月1日～令和5年3月31日

2 担当部局

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1

神戸市福祉局国保年金医療課（神戸市役所1号館4階）

TEL：078-322-5205

E-mail：standard_kokuhosys@office.city.kobe.lg.jp

3 入札手続の種類

この案件は、入札手続において提案書の提出を求め、入札者の提示する技術、専門的知識、創意工夫等（以下「技術等」という。）と入札価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入札案件です。

4 競争入札参加資格

入札参加資格は、以下の(1)から(6)までの要件を全て満たす事業者とします。

- (1) 令和4年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。
- (2) 入札参加資格確認申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。
- (4) 単独で対象業務を行えない場合は、適正な業務を遂行できる共同企業体（対象業務を共同して行うことを目的として5社以内の民間事業者により構成される組織をいう。以下同じ。）として参加することができます。その場合、入札書類提出時までに共同企業体を構成し、代表者を決め、他の者は構成員として参加するものとします。なお、代表者は、本市に対して本業務の履行に係る全ての責任を負います。
- (5) 共同企業体の構成員は上記(1)(2)(3)(4)の要件をすべて満たす必要があります。また、共同企業体の構成員は、他の共同体の構成員となり、単独で参加することはできません。なお、共同企業体の代表者及び構成員は、共同企業体の結成に関する届出書を作成し、提出すること。
- (6) 業務の一部を再委託（再々委託を含む。）する場合は、提案書に再委託を行う業務の内容及び委託予定先を記載し、契約時に本市の承認を求めること。ただし、委託業務の全部

又は大部分についての一括した再委託、及び三階層以上の再委託については認めません。
なお、本市が再委託された業務について再委託先と直接契約を締結することや、再委託先からの請求の受理あるいは再委託先へ直接の支払いを行うことはありません。

5 入札に参加するものに必要な資格の確認

この入札に参加する者に必要な資格の確認の申請書の配布及び審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

6 入札に必要な書類の交付方法及び期間

(1) 交付期間

令和4年7月12日（火）から令和4年7月19日（火）（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

神戸市中央区加納町6丁目5-1（郵便番号650-8570）
神戸市役所本庁舎1号館4階
神戸市福祉局国保年金医療課（電話番号078-322-5205）
（事前に上記に電話連絡してからお越してください。）

(3) 交付方法

無償。直接交付とします。

7 入札に参加する者に必要な資格の確認の申請書の提出期間及び提出場所

入札に参加しようとする者は入札説明書で定める入札参加資格審査申請を行うものとします。

(1) 提出場所

神戸市中央区加納町6丁目5-1（郵便番号650-8570）
神戸市役所本庁舎1号館4階
神戸市福祉局国保年金医療課（電話番号078-322-5205）
（持参、郵送・宅配とも事前に上記に電話連絡をしてください。）

(2) 提出方法

持参又は郵送・宅配とします。郵送・宅配の場合は、上記期間内に、本市（本庁舎）に到着する文書の直接窓口である行財政局業務改革課に到着していること。事前に担当課に電話連絡の上、書留郵便で送付すること。

(3) 提出期間

令和4年7月12日（火）から令和4年7月22日（金）（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

8 入札書等の提出期間、提出場所及び提出方法

(1) 提出場所

神戸市中央区加納町6丁目5-1（郵便番号650-8570）
神戸市役所本庁舎1号館4階
神戸市福祉局国保年金医療課（電話番号078-322-5205）
（持参、郵送・宅配とも事前に上記に電話連絡をしてください。）

(2) 提出方法

持参又は郵送・宅配とします。郵送・宅配の場合は、書留等受取記録が残る方法にて、指定する提出時間内に指定する提出場所に必着とし、入札書、提案書等の必要書類を提出すること。提出内容の詳細は入札説明書によります。同一の事業者が複数の提案をすることは認められません。

(3) 提出期間

持参の場合は、令和4年8月22日（月）から令和4年8月23日（火）まで（神戸市の休日を定める条例第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

郵送・宅配の場合は、令和4年8月23日（火）午後5時までに、本市（本庁舎）に到着する文書の直接窓口である行財政局業務改革課に到着していること。事前に担当課に電話連絡の上、書留郵便で送付すること。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和4年9月15日（木）午後3時（予定）

(2) 場所

神戸市役所本庁舎1号館6階会議室

10 入札参加資格・入札説明書等に関する質問の受付及び回答

(1) 質問受付期間

ア 入札参加資格及び入札説明書（落札者決定基準に関するものを除く）に関する質問

令和4年7月12日（火）～令和4年7月19日（火）午後5時まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 落札者決定基準及び仕様書等に関する質問

令和4年7月12日（火）～令和4年7月29日（金）午後5時まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 質問受付及び回答の方法

質問がある場合は、質問書により電子メールで提出してください。電話、来訪等による口頭での質問は受け付けません。アの質問については、質問受付後随時質問者に回答します。イの質問については、事業者が特定できる情報を除いた要旨とそれに対する本市の回答をその時点での応札予定者に一斉回答します。質問受付締め切り後は、仕様書の内容、その他入札に影響を与える質問には一切回答しません。また本市の回答は、入札説明書等を補足する効力を持つものとします。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書及び提案書等の必要書類が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (3) 入札書に記名及び押印がないとき。
- (4) 一つの入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。

- (5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (6) 入札参加者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札したとき。
- (7) 入札参加者の資格がない者が入札したとき。
- (8) 本市が指定した様式以外の入札書により入札したとき。
- (9) 鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンその他訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

なお、本市により入札参加に必要な資格があることが確認されたものであっても、落札者の決定から、契約締結までの間において神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置もしくは、取引停止取扱要領に基づく取引停止等措置を受けているもの等、第2項第1号に掲げる資格のないものに該当した入札は無効とする。その場合、予定価格の範囲内で定量化審査における「総合評価点」の得点の高いものから順に契約交渉を行うことがあります（地方自治法施行令第167条の2に基づく随意契約）。

12 落札者の決定方法

神戸市職員により構成される「神戸市後期高齢者医療システム、国民年金システム、国民健康保険システムの標準システムの導入に向けた支援業務に関する提案審査委員会」の意見を聞いたうえで定めた落札決定基準に基づき、本市が決定します。

(1) 評価項目と配点

技術点	調達仕様書等にて要求している内容の実現性及び拡張性を評価する。 (配点内訳)		750点
	【提案書】		
	1 業務実績	120点	
	2 実施体制・計画	215点	
	3 プロジェクト管理・成果物等	295点	
	4 その他	120点	
価格点			250点
合計評価点			1,000点

(2) 落札者決定基準

入札金額及び提案内容をもとに価格点及び技術点を算出し、その合計点を総合評価点数として、最も高い者を落札者とします。

総合評価点数の最も高い者が2者以上あるときは、技術点の高い者を落札者とします。

ただし、技術点が同値の場合は、当該者のくじ引きにより落札者を決定します。

13 特定調達契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限る。

14 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第7条第2号の規定により免除します。

15 Summary

Contract Content : Support services for the introduction of the standard system of the medical system for the elderly in the late stages, the national pension system, and the national health insurance system.

Deadline for submitting application forms and other required documents by those intending to make bids : 5:00 P.M. July 22, 2022.

Deadline for submitting bids : 5:00 P.M. August 23, 2022.

A contact point where tender documents are available : National Health Insurance, Pension and Medical Expenses Division, Welfare Bureau, Kobe City Hall, 6-5-1 Kano - cho, Chuo - ku, Kobe 650 - 8570, Japan.

Phone:+81-78-322-5205 E-mail: standard_kokuhosys@office.city.kobe.lg.jp

神戸市公告第115号

一般競争入札により契約を締結するので、神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年7月14日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項**(1) 件名**

こうべのお店表彰業務

(2) 納入場所

市が指定する場所

(3) 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

2 入札参加資格

本入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たしている者とし、(6)及び(7)の要件は、審査の申請の受付期間の最終日までに満たすことが必要であり、(6)の要件については、申請の受付期間の最終日から引き続き落札決定の日まで継続して満たしていることが必要です。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 神戸市内に本社又は本店を有すること。

(3) 「令和4・5年度神戸市物品等競争入札参加資格」を有すること。

(4) (3)の要件を満たさない場合は、以下の要件を満たしていること。

ア 事業者及びその代表者が、直近1年間の国税及び地方税について滞納していないこと。

イ 暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合を含む）していないこと。

(5) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けて

いないこと。

(6) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者を除く。）でないこと。

(7) 本市が提示する仕様書に従って事業を遅滞なく遂行できること。

3 入札に関する問い合わせ及び必要書類の提出先

郵便番号651-0087

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局商業流通課

電話番号：078-984-0346

E-mail：shogyo@office.city.kobe.lg.jp

4 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配付、審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

5 入札説明書の配付期間及び配付場所

(1) 配付期間

公告の日から令和4年7月26日（火）午後5時30分まで（神戸市の休日を定める条例第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

(2) 配付場所

神戸市経済観光局商業流通課（神戸市中央区御幸通6丁目1番12号三宮ビル東館4階）及び、本市ホームページ（https://www.city.kobe.lg.jp/a92777/kobe_award_offer.html）

6 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書類の提出期間及び提出方法

(1) 提出期間

公告の日から令和4年7月26日（火）午後5時30分まで（神戸市の休日を定める条例第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

(2) 提出場所

神戸市経済観光局商業流通課（神戸市中央区御幸通6丁目1番12号三宮ビル東館4階）

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送の方法については入札説明書によります。

7 入札書の提出期限及び提出方法

(1) 提出期限

令和4年8月3日（水）午前10時30分まで（神戸市の休日を定める条例第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

(2) 提出場所

神戸市経済観光局商業流通課（神戸市中央区御幸通6丁目1番12号三宮ビル東館4階）

(3) 提出方法

持参すること。

8 開札の日時及び場所

令和4年8月3日（水）午前11時から

神戸市経済観光局大会議室（神戸市中央区御幸通6丁目1番12号三宮ビル東館2階）

9 入札保証金

規則第7条第2号の規定により免除します。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 開札を欠席したとき。
- (2) 入札書が提出期限を過ぎて提出されたとき。
- (3) 入札書の金額その他主要な事項の記載内容が確認し難いとき。
- (4) 入札書に記名及び押印がないとき。
- (5) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (6) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (7) 入札者及びその代理人が、他の入札代理人となり、又は複数人が共同して入札したとき。
- (8) 入札資格を有しない者が入札したとき。
- (9) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。
- (10) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (11) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (12) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- ① 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- ① 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

- ① 上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
 - ② 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）とその組合員の関係にある場合。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

11 落札者の決定の方法

- (1) 落札者の決定は、「こうべのお店表彰業務」一式の総額により行います。

(2) 落札者の決定は、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

12 契約等に係る事項

落札後、契約の締結にあたっては、契約書の作成を要し、その契約書は、神戸市委託契約約款により作成します。

13 委託料の支払いに係る事項

業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととします。なお、受託者は、委託業務完了前に同業務に必要な経費の支払いを受けようとするときは、委託料の5割に相当する額を上限に本市に前金払いを請求できるものとします。

14 手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

15 苦情の申し出

この入札について苦情のある者は、神戸市特定調達等調査委員会へ苦情の申出をすることができます。

16 入札参加資格を有しない者の参加

第2項第1号に掲げる入札参加資格を有しない者も、本入札における参加資格審査を申請することができます。なお、開札の日時までに入札参加資格を有すると認定されなければ、入札に参加することはできません。

消 防 局

神戸市消防公告第1号

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の4第1項の規定により、次の防火対象物に対して措置命令を行ったので、同条第3項の規定に基づき公告します。

令和4年6月30日

神戸市灘消防署長 作田中

防火対象物又は危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所の名称及び所在地	リバークレセント 神戸市灘区灘南通3丁目1番25号
命令を受けた者の氏名又は名称	株式会社 セントラム 代表取締役 中村 繁
命令の内容	1 令和4年9月28日までに、上記対象物全体に消防法令で定める技術上の基準に適合するように屋内消火栓設備を設置すること。 2 令和4年10月28日までに、上記対象物の地下1階駐車場部分に消防法令で定める技術上の基準に適合するように水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備のうち、いずれかを設置すること。

- 3 令和4年9月28日までに、上記対象物全体に消防法令で定める技術上の基準に適合するように自動火災報知設備を設置すること。

水 道 局

水道事業手許現金取扱規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年7月12日

神戸市水道事業管理者 山 本 泰 生

神戸市水道管理規程第7号

水道事業手許現金取扱規程等の一部を改正する規程

(水道事業手許現金取扱規程の一部改正)

第1条 水道事業手許現金取扱規程(昭和35年4月水道管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(交付金額)</p> <p>第4条 <u>料金担当課長の使用に供するために交付する釣銭用現金は、300,000円以下とする。</u></p>	<p>(交付金額)</p> <p>第4条 <u>料金担当課長に交付する釣銭用現金は、次の通りとする。</u></p> <p><u>(1) 料金担当課長の使用に供するために交付する金額 300,000円以下</u></p> <p><u>(2) 料金担当課長が指定する職員1人につき交付する金額 20,000円以下</u></p> <p><u>2 料金担当課長が特に必要と認めるときは、前項第1号の金額からその一部を同項第2号の職員に交付する</u></p>

<p>第6条～第14条 [略]</p>	<p>ことができる。 <u>(交付及び回収)</u> <u>第6条 料金担当課長は、釣銭用現金を徴収開始のとき第4条第1項第2号の職員に交付し、徴収終了のとき回収する。</u> 第7条～第15条 [略]</p>
---------------------	--

(工業用水道事業小口現金取扱規程の一部改正)

第2条 工業用水道事業小口現金取扱規程(昭和38年4月水道管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(事務処理等)</p> <p>第4条 小口現金の使用目的並びに支払、補充及び経理等の事務処理の手続は、水道事業手許現金取扱規程(昭和35年4月神戸市水道管理規程第1号) <u>第9条</u>から<u>第12条</u>までの規定を準用する。</p>	<p>(事務処理等)</p> <p>第4条 小口現金の使用目的並びに支払、補充及び経理等の事務処理の手続は、水道事業手許現金取扱規程(昭和35年4月神戸市水道管理規程第1号) <u>第10条</u>から<u>第13条</u>までの規定を準用する。</p>

附 則

この管理規程は、公布の日から施行し、この管理規程による改正後の水道事業手許現金取扱規程及び工業用水道事業小口現金取扱規程の規定は令和4年4月20日から適用する。

監 査 委 員**神戸市監査委員告示第1号**

包括外部監査人森山 恭太の補助者

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査人森山 恭太の監査の事務を補助する者について、次のとおり告示する。

令和4年7月13日

神戸市監査委員 細川 明子
同 藤原 武光
同 山本 嘉彦
同 よこはた 和幸

監査の事務を補助する者の氏名	監査の事務を補助する者の住所	監査の事務を補助できる期間
青戸 祥倫	西宮市前浜町2番8-106号	令和4年7月13日（水）から 令和5年3月31日（金）まで
赤井 真一郎	尼崎市食満6丁目20番1号クレールコート 園田302	令和4年7月13日（水）から 令和5年3月31日（金）まで
安達 誠二	神戸市東灘区魚崎北町4丁目15番14-509号	令和4年7月13日（水）から 令和5年3月31日（金）まで
池田 学	大阪市西淀川区姫里3丁目11番30号	令和4年7月13日（水）から 令和5年3月31日（金）まで
大内 美香	神戸市垂水区塩屋町5丁目7番15号	令和4年7月13日（水）から 令和5年3月31日（金）まで
大谷 泰史	神戸市須磨区大手町2丁目5番3号	令和4年7月13日（水）から 令和5年3月31日（金）まで
湯本 規子	宝塚市山手台西2丁目3番4号	令和4年7月13日（水）から 令和5年3月31日（金）まで
村上 公一	神戸市垂水区五色山1丁目1番45-415号	令和4年7月13日（水）から 令和5年3月31日（金）まで